

# ITER用光学機器の開発及び管理に係る労働者派遣契約

## 仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

ITERプロジェクト部 計測開発グループ

## 1. 件名

ITER 用光学機器の開発及び管理に係る労働者派遣契約

## 2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）ITER プロジェクト部計測開発グループにおいて、ITER ダイバータ不純物モニターや周辺トムソン散乱計測装置等の光学機器開発及び管理に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 3. 派遣期間、就業日及び時間、人員

(1) 派遣期間： 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(2) 就業日及び就業時間：

土曜日～日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、

その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

9:00～17:30（休憩時間 12:00～13:00）

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。また、必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、休日労働及び業務時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人 員： 1 名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、担当職員と協議の上必要な処置を講じること。）

## 4. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

## 5. 就業場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 計測開発グループ

電話番号 029-210-2705

ただし、QST が認める場合は必要に応じて派遣労働者の自宅等

## 6. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループ

## 7. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループリーダー

## 8. 業務内容

### 8.1 ITER 用光学機器(分光装置等)の開発及び管理に係る業務

(1) 光学機器の設計の検討及び管理

(ア) 光学機器の仕様検討及び設計

(イ) 製作・検査方法の検討

- (ウ) 光学機器の構成物品の選定
- (エ) 機器データ処理法の検討
- (オ) 上記作業(1) (ア)～(エ)に必要な情報の調査や整理及び管理(光学モデル及びこれに対応する CAD モデル含む)
- (カ) 上記作業(1) (ア)～(エ)に関する作業工程の検討及び管理
- (2) 光学機器開発のための各種試験及びその管理
  - (ア) 機器の設計検証用の試作に関する検討及び試作機の運用(レーザーを用いる場合がある。)
  - (イ) 光学素子の耐 ITER 環境(放射線等)性検証試験
  - (ウ) 試験等に必要な装置の構成部品や治具等の選定
  - (エ) 上記作業(2) (ア)～(ウ)に関する作業工程の検討及び管理
- (3) 光学機器の技術資料の作成・管理及びレビュー
  - (ア) 光学機器の設計に関する技術資料の作成・管理及びレビュー
  - (イ) 光学機器の試作試験に関する技術資料の作成・管理及びレビュー
- (4) 光学機器開発に関する ITER 機構等海外機関への技術対応
  - (ア) 海外機関との技術調整
  - (イ) 海外機関との定期会合・技術会合等への出席及び資料作成
  - (ウ) 海外機関から提起される技術課題解決のための検討

## 8.2 その他の付随的業務

8.1 項に掲げる業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において派遣労働者の業務とされているもの。

## 9. 必要な要件

- (1) 分光装置の機能仕様を達成するために必要な技術仕様の検討及び策定の実務経験を有すること。
- (2) 分光装置の技術仕様を達成するための機器設計の実務経験を有すること。
- (3) 分光装置の技術仕様を達成するための製作及び検査法検討の実務経験を有すること。
- (4) 光学機器開発の工程作成及び管理業務の実務経験を有すること。
- (5) TOEIC860 点以上等の高い英語力を有すること。
- (6) 技術文書もしくは学術論文を英語で執筆した実績を有すること。
- (7) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと(日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること)。

## 10. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

## 11. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

## 12. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1)～(5) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課) へ各 1 部、(6) については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

### 13. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

### 14. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所  
管理部 庶務課長

### 15. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

### 16. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QSTの業務の都合により、当該業務を本仕様書に定める就業場所以外（海外含む。）での出張等

を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこととする。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。  
また、特に次の事項に注意しなければならない。
  - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
  - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

## 17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする

以上